

<b>① 件 名</b>
新市街地における未登録宅地の危険区域外の被災者等への提供について
<b>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>
<b>【背景】</b> 被災市街地復興土地区画整理事業において新市街地（新蛇田、新渡波、新渡波西、あけぼの北、新蛇田南）の造成を行っており、事前登録制度によって防集対象者の移転先を登録してきたところである。また、今年の1月からは、防集対象者以外の復興関連事業協力者へも事前登録を開始したところであるが、未登録の宅地が存在している状況である。  <b>【目的】</b> 災害危険区域外の被災者等に対し、未登録宅地を供給することにより、仮設住宅等に入居中の被災者の方等の自立再建を促すとともに、定住の促進を図ることを目的とする。
<b>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>
<b>【根拠法令】</b> 1 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 2 石巻市公有財産規則 3 石巻市新市街地における防集対象者以外の者の事前登録に関する事務取扱要領  <b>【〔震災復興整備計画との整合性 総合計画の位置付け： <input checked="" type="checkbox"/> ・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b> 石巻市震災復興基本計画 第2章 復興の基本的な考え方 5 土地利用の考え方
<b>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>
H25.9～ 防災集団移転促進事業による移転先団地の登録開始 H26.2～ 防災集団移転促進事業による移転先宅地の登録開始 H26.11～ 移転先宅地の造成工事が完了したところから随時供給・契約 H28.1～ 復興関連事業協力者の移転先団地事前登録開始

## ⑤主な内容

### 1 対象財産

新市街地における区画整理事業地内の宅地で防災集団移転事業以外の宅地

H28.3.1 現在

団地名	宅地数
新蛇田	1 2 6
新渡波	5 1
新渡波西	2 1
あけぼの北	5
新蛇田南	1 3 9
計	3 4 2

### 2 提供対象者

- (1) 石巻市内で被災し、被災証明が全壊、大規模半壊又は半壊（半壊した住宅を取り壊した場合または取り壊すことが確実である場合に限る。）の者で自立再建していない者並びに被災時に石巻市には住んでいなかったが、市内に所有していた住家が被災により住めなくなった者で、新市街地に移転を希望する者
- (2) 新市街地に住宅を建築し、本人又は親族（6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族）が居住する者（市内、市外の者及び被災状況は問わない。）  
※ 上記の順位で宅地の登録を行う。

### 3 提供方法

- (1) 分譲
- (2) 貸付け ※上記対象者(1)の者に限る。

### 4 相手方の決定方法

「石巻市新市街地における防集対象者以外の者の事前登録に関する事務取扱要領」による。

### 5 取扱方針等

「石巻市防災集団移転促進事業に係る移転先宅地に関する取扱方針」に準じる。

#### (1) 分譲

- ① 分譲価格・・・平成25年度第6回公有財産価格審査委員会にて決定した金額
- ② 住宅建築期限・・・契約締結の日から12か月以内に着手【届出により延期可能】

#### (2) 貸付け

- ① 契約種別・・・定期借地
- ② 契約期間・・・52年
- ③ 借地料・・・固定資産税評価額の1.4%ただし、初めの10年間は200㎡までの分を100%減免
- ④ 住宅建築期限・・・契約締結の日から12か月以内に着手【届出により延期可能】

## ⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

新市街地の未登録宅地の有効活用が図られる。

## ⑦他の自治体の政策との比較検討

仙台市及び亘理町が市町内の被災者を対象に分譲を行っていたが、仙台市が対象を拡大し、制限無の公募を行っている。また、山元町が個人向けに一般分譲を行っている。

## ⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成28年4月 募集要項作成、市報掲載（5.1・5.15日号）、ホームページ掲載  
定例記者会見（4月13日にて公表）

対象者(1) 5月中旬 団地登録 ⇒ 6月中旬 宅地登録 ⇒ 7月中旬 抽選・決定  
対象者(2) 5月中旬 団地登録 ⇒ 9月中旬 宅地登録 ⇒ 10月中旬 抽選・決定

## ⑨その他